

ふるさと納税応援事業者を募集します！

本町では、地元産品等のPRによる産業振興とふるさと納税を促進することを目的に、ふるさと納税をされた方に対して、お礼の品として進呈する商品を募集します。

※お礼の品の進呈は、町外からの寄付者に限ります



総務政策課
お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。



日高町消防団 消火器 駆旋料金一覧表

消火器の耐用年数
10年程度



新規購入

消火器具等	税込価格	詰め替え	消火器種類	税込価格
簡易消火具(スプレー式)	¥1,800	消火薬剤1.2kg型	¥2,000	
消火薬剤1.2kg型	¥6,500	消火薬剤1.5kg型	¥2,000	
消火薬剤3.0kg型	¥7,500	消火薬剤2.0kg型	¥2,600	
住宅用火災警報器	¥4,000	消火薬剤3.0kg型	¥3,500	

●消火器の引き取りのみ…¥1,000

※消火薬剤型の消火器を新規購入された場合のみ、古い消火器の引き取りが無料になります

注意 消火器を販売するために、こちらから訪問することはできません。
悪徳商法や詐欺には十分注意してください。

—【連絡先】日高町消防団事務局(☎63・2051)

■応援事業者

次の要件に全て適合する方

① 町内で製造・生産・販売している商品であつて、町のPRおよび地域振興につながると認められるもの

申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

工・販売・提供される商品またはサービスの提供者

② 町内に本社または主たる事業所を有する法人または個人
③ 町税の滞納がないこと
④ 本人(法人にあつては代表者)および従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない方

① お礼の品の価格は、
② お礼の品の価格は、
③ お礼の品の価格は、
④ お礼の品の価格は、

・5千円
・3千円
・1万円
・2万円
・3万円
・5万円
相当
相当
相当
相当
相当
相当

① 日高町ふるさと納税
② 商品の写真
(印刷物・データ可)
③ 申請書および募集要項等について、町ホームページを参考していただくか、総務政策課までお問い合わせください
詳しく述べ、総務政策課(☎63・2051)まで。

※申請書および募集要項等については、町ホームページを参考していただくか、総務政策課までお問い合わせください
詳しく述べ、総務政策課(☎63・2051)まで。
※お礼の品は、単品または複数(詰め合わせ等)のどちらでもかまいません
※飲食物の場合は、消費期限にご配慮ください

■お申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

○必要書類

① 日高町ふるさと納税
② 商品の写真
(印刷物・データ可)
③ 申請書および募集要項等について、町ホームページを参考していただくか、総務政策課までお問い合わせください
詳しく述べ、総務政策課(☎63・2051)まで。

平成28年度 財政健全化判断比率等を お知らせします

地方自治体(町など)が財政破綻してしまうと、住民のみなさまの生活に重大な影響を及ぼします。

具体的には、税金をはじめ公共料金や保育料の値上げ、小学校の統廃合や補助金の廃止・削減、道路整備などの中止・延期など、様々な行政サービスが低下してしまいます。

こういったことにならないように、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に基づき、財政状況を数値化し、公表することで、深刻な状況に陥ることを回避し、早

期に健全化対策を講じることとなっています。

もし算定された数値が悪ければ、必要な措置が講じられるこ

ととなります。この指標による日高町の財政状況は下表のとおりで、今のところ心配ありません。

今後も、住民のみなさまにご心配をおかけすることのないよう、引き続き健全財政の運営に努めてまいります。



■ 財政健全化判断比率

	日高町の比率			判断基準	
	平成28年度	平成27年度	増減	早期健全化基準 イエローライン	財政再生基準 レッドライン
実質赤字比率	—	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%	35.0%
実質公債費比率	6.4%	6.7%	▲0.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	46.4%	34.1%	12.3%	350.0%	

(注)【実質赤字比率】、【連結実質赤字比率】は、黒字の場合『—』表示となります。

■ 資金不足比率

特別会計名	日高町の比率			判断基準
	平成28年度	平成27年度	増減	
水道事業会計	—	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0%

(注)資金不足額がない場合『—』表示となります。

○財政健全化判断比率等とは? … 【財政健全化判断比率】と【資金不足比率】です。

★財政健全化判断比率は、次の4つの比率からなっています。

- ①実質赤字比率…… 一般会計等の単年度の赤字の程度。財政運営の深刻度を示すものです。
- ②連結実質赤字比率… 一般会計等と特別会計の全ての会計の単年度の実質赤字の程度。町全体の財政運営の深刻度を示すものです。
- ③実質公債費比率…… 一般会計の借金返済額と特別会計や一部事務組合における借金返済額に充てるために一般会計から支出した額を合算した額から、交付税措置分等を差し引いた実質的な一般会計の負担の程度。借金返済にかかる資金繰りの危険度を示すものです。これは3年間の平均値で示されます。
- ④将来負担比率…… 一般会計が全ての会計と一部事務組合、第3セクターでの借入金残高に対して負担する額や、全職員の退職金への負担額など、今後支出が必要となる額と、町の貯金の額や交付税で措置される額などを勘案し、将来において一般会計の負担となる程度。将来の財政への圧迫度を示すものです。

★資金不足比率は、水道や下水道事業など公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化されたもの。経営の深刻度を示すものです。